

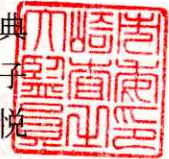


監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年1月23日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 只 野 直 悦



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

- (1) 松山総合支所，三本木総合支所，鹿島台総合支所，岩出山総合支所，鳴子総合支所，田尻総合支所
地域振興課（選挙管理委員会事務局支局，農業委員会事務局事務所含む）
市民福祉課（会計課分室含む）
- (2) 総務部
総務課（選挙管理委員会事務局，固定資産評価審査委員会事務局を含む），秘書広報課，人財育成課，市政情報課，防災安全課，財政課，税務課，納税課
- (3) 市民協働推進部
政策課，まちづくり推進課，環境保全課
- (4) 会計管理者
会計課，検査課
- (5) 選挙管理委員会
選挙管理委員会事務局及び各支局

(6) 固定資産評価審査委員会
固定資産評価審査委員会事務局

(7) 農業委員会
各農業委員会事務局事務所

第3 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（定期監査）
- (2) 経営に係る事業の管理（定期監査）
- (3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

第4 監査の主な実施内容

令和3年度及び令和4年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に、必要に応じて担当者の説明を聴取する等により、大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性、公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和4年9月29日（木）から同年12月12日（月）まで
期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(松山総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和4年 9月29日(木) 30日(金)	2日	松山総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局松山支局, 農業委員会事務局松山事務所を含む)	書類監査
10月3日(月)	1日		市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

松山金谷字堤下地内ゲート補修業務において、業務完了後に提出された維持補修内訳書に記載された業務単価が契約時の業務単価と符合しなかった。支払額に不足額が生じていないか点検し、不足額が生じる場合は、当該差額を支払うこと。

定期監査報告書
(三本木総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和4年 10月12日(水) 13日(木)	2日	三本木総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局三本木支局, 農業委員会事務局三本木事務所を含む)	書類監査
10月20日(木)	1日		市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

下記の工事契約は、いずれも工事内容や入札日・契約日・工期・完成検査日が同一で、同じ業者が請け負っており、2件の金額を合計すると随意契約の要件に該当しないが、課内執行可能な限度額内に分割し、少額随意契約を行っていた。合理的な理由もなく少額随契できる範囲内に発注を分割し、競争入札を回避したと疑われかねず、適正な契約事務とは言い難く、競争性に欠けるものである。本来は、契約等審査会の審議を経て、入札する必要があることから、関係法令等にとり、適正な契約事務に改めること。なお、特殊な事情等があり、入札・契約担当課と協議した場合は、その経過や合理的な理由を記載した上で、適正な事務処理を行うこと。

契約名	工期	契約金額(円)
新世紀公園トイレ洋式化工事(その1)	R4. 3. 16~4. 6. 15	1,067,000
新世紀公園トイレ洋式化工事(その2)	R4. 3. 16~4. 6. 15	1,067,000
	合計金額	2,134,000

定期監査報告書
(鹿島台総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和4年 10月5日(水) 6日(木)	2日	鹿島台総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局鹿島台支局, 農業委員会事務局鹿島台事務所を含む)	書類監査
10月7日(金)	1日		市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

行政財産の目的外使用許可において、使用期間が1月に満たない場合の土地の使用に係る使用料算定は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表(第9条関係)備考8アの規定に基づき、土地価額の4%に相当する額に消費税率を乗じて得た額を加えた額で計算すべきところ、消費税相当額を加えずに算出していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料について差額が生じる場合は、適切に処理すること。

定期監査報告書

(岩出山総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和4年 10月25日(火) 26日(水)	2日	岩出山総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局岩出山支局, 農業委員会事務局岩出山事務所を含む)	書類監査
10月27日(木)	1日		市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

ア 普通財産の貸付けにおいて、貸付料の1円未満を切り捨てしていた。また、行政財産使用許可に伴う光熱水費の算定においては、1,000円未満の端数を切り捨てしていた。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表の備考11で、「使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、10円に切り上げる」と規定されているので、適正な事務処理に改めるとともに、使用料について差額が生じる場合は、適切に処理すること。

イ 下記の工事契約は、いずれも工事内容や入札日・契約日・工期・完成検査日が同一で、同じ業者が請け負っており、3件の金額を合計すると随意契約の要件に該当しないが、課内執行可能な限度額内に分割し、少額随意契約を行っていた。合理的な理由もなく少額随契できる範囲内に発注を分割し、競争入札を回避したと疑われかねず、適正な契約事務とは言い難く、競争性に欠けるものである。本来は、契約等審査会の審議を経て、入札する必要があることから、関係法令等にのっとり、適正な契約事務に改めること。なお、特殊な事情等があり、入札・契約担当課と協議した場合は、その経過や合理的な理由を記載した上で、適正な事務処理を行うこと。

契約名	工期	契約金額(円)
東川原公園施設トイレ洋式化工事	R3. 10. 18～R4. 2. 28	828, 300
内川親水公園施設トイレ洋式化工事	R3. 10. 18～R4. 2. 28	798, 600
八幡前公園施設トイレ洋式化工事	R3. 10. 18～R4. 2. 28	448, 800
	合計金額	2, 075, 700

(2) 市民福祉課

- ア 印鑑登録申請書の登録印影欄に、他の台紙からセロハンにより印影を転写し、貼付した申請書が見受けられた。押印もれを発見した場合は、当該経緯を付記するなど留め、印鑑登録行為に疑念を抱かれることのないよう、適切に処理すること。
また、職員間で、改めて事務処理手順を確認の上、内容を共有し、統一した認識のもと事務処理すること。
- イ 行政財産使用許可の使用料算定において、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表（第9条）備考1で「面積が1平方メートルに満たない場合及び1平方メートルに満たない端数を生じた場合は、1平方メートルに切り上げる」と規定されているところ、面積の端数切り上げ処理を行っていなかった。使用料の算定を確認し、不足が生じる場合は、適切に処理すること。また、同事案は減免処理をしていたが、減免の根拠条項の記載がもれていたため、どのような理由で免除したのかを記載すること。
- ウ 感覚ミュージアムの施設内に設置した自動販売機に係る行政財産の目的外使用許可において、建物その他の施設利用に伴う土地の使用に係る使用料算定は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表（第9条関係）備考8イの規定に基づき、土地価額の4%に相当する額に消費税率を乗じて得た額を加えた額で計算すべきところ、消費税相当額を加えずに算出していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料について差額が生じる場合は、適切に処理すること。

定期監査報告書
(鳴子総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和4年 10月18日(火) 19日(水)	2日	鳴子総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局鳴子支局, 農業委員会事務局鳴子事務所を含む)	書類監査
10月14日(金)	1日		市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

ア 普通財産賃貸借契約伺における市有財産貸付料の算出において、評価額を0.7で割り戻す算出がもれていたため、普通財産の土地の貸付料算式を再度確認の上、不足額が生じる場合は適切に処理すること。

イ 行政財産の目的外使用に係る使用料算定において、算定方法が誤っていた。行政財産使用許可処理基準4使用料(3)①で使用期間が数月と端数日数の場合の算定が規定されているので確認の上、不足額が生じる場合は適切に処理すること。

ウ 歳入調定において、令和3年行政財産使用料に係る未収金が発生していたが、令和4年度で、同未収金の滞納繰越調定が未処理となっていた。確認したところ、出納整理期間内での調定減額処理がもれたとの回答だったが、日ごろの予算管理と出納閉鎖期間内での確認を徹底し、年度処理可能期間内にもれなく処理すること。

エ 令和4年4月1日から6月30日までの行政財産使用料の歳入調定を令和4年3月31日に起票し、令和3年度予算として収納していた。地方自治法第208条第2項により、「各会計年度は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」と規定されていることから、1会計年度を超えた調定や請求はできないので、法令等にのっとり、適切に事務処理すること。

オ 下記の業務委託契約は、上期・下期共に業務箇所や業務内容が同一で、同じ業者が請け負っており、上期・下期の金額を合計すると随意契約の要件に該当しないが、履行期間を上期・下期の2回とし課内執行できる限度額内に分割し、少額随意契約を行っていた。合理的な理由もなく少額随契できる範囲内に発注を分割し、競争入札を回避したと疑われかねず、適正な契約事務とは言い難く、競争性に欠けるものである。本来は、契約等審査会の審議を経て、入札する必要があることから、関係法令等にのっとり、適正な契約事務に改めること。なお、特殊な事情等があり、入札・契約担当課と協議した場合は、その経過や合理的な理由を記載した上で、適正な事務処理を行うこと。

<令和3年度 宮城オルレ鳴子コース除草整備業務>

契約名	工期	契約金額(円)
宮城オルレ鳴子コース除草整備業務(上期)	R3. 5. 19～7. 31	489,500
宮城オルレ鳴子コース除草整備業務(下期)	R3. 8. 16～10. 31	489,500
	合計金額	979,000

<令和4年度宮城オルレ鳴子コース除草業務>

契約名	工期	契約金額(円)
宮城オルレ鳴子コース除草業務(上期)	R4. 5. 25～7. 31	497,200
宮城オルレ鳴子コース除草業務(下期)	R4. 8. 1～10. 31	497,200
	合計金額	994,400

定期監査報告書

(田尻総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和4年 11月1日(火) 2日(水)	2日	田尻総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局田尻支局, 農業委員会事務局田尻事務所を含む)	書類監査
11月4日(金)	1日		市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

ア 行政財産の目的外使用許可において、使用料算定に係る土地または建物の面積は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表(第9条関係)備考1の規定に基づき、面積に1平方メートルに満たない端数を生じた場合は1平方メートルに切り上げて計算すべきところ、端数切上げを行わずに算出した事案が散見された。適正な事務処理に改めるとともに、使用料について差額が生じる場合は、適切に処理すること。

イ 公有財産事務取扱要領第31条第1項第3号で、「貸付料を算定する場合における貸付物件の数量の端数計算、貸付期間の計算等については、財産条例別表の備考の例による」と規定しているが、普通財産等の貸付料の算定において、面積の1平方メートルに満たない端数切上げを行わずに算出した事案が散見された。適正な事務処理に改めるとともに、使用料について差額が生じる場合は、適切に処理すること。

定期監査報告書 (総務部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和4年 11月8日(火)	午前	総務部 総務課 (選挙管理委員会事務局, 固定資産評価 審査委員会事務局を含む)	書類監査
	午後	総務部 人財育成課	書類監査
11月9日(水)	午前	総務部 秘書広報課	書類監査
	午後	総務部 納税課	書類監査
11月10日(木)	1日	総務部 財政課	書類監査
11月15日(火)	1日	総務部 防災安全課	書類監査
11月16日(水)	1日	総務部 税務課	書類監査
11月17日(木)	1日	総務部 市政情報課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 防災安全課

ア 令和3年度3月分の敷玉及び長岡分団に係る消防団員出動報酬を令和4年7月13日に支払していた。支払が遅延することのないよう、留意するとともに再発防止策を講じること。

イ 年度末日である令和4年3月31日付けで、合計金額6万3,200円分の郵便切手を購入していた。新年度に使用する切手は、新年度の予算で購入し、年度内に使用しきれない多量の切手購入は慎むこと。

(2) 税務課

令和3年度の納税管理人申告・承認申請書において、收受してから処理するまで

長期間保管している事案が見受けられ、年度を超えて令和4年度に処理した事案も見受けられた。申請書等の提出物は長期間保管することなく、紛失に留意の上、收受後は速やかに処理すること。

区分	申請書の收受年月日		承認伺の起案日
①	令和3年4月13日～10月28日	⇒	令和3年11月1日
②	令和3年11月10日～3月10日	⇒	令和4年3月29日
③	令和4年2月28日	⇒	令和4年6月9日
④	令和4年3月10日	⇒	令和4年9月14日

定期監査報告書
(市民協働推進部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和4年 11月29日(火)	1日	市民協働推進部 政策課	書類監査
11月30日(水)	1日	市民協働推進部 環境保全課	書類監査
12月1日(木)	1日	市民協働推進部 まちづくり推進課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(会計管理者)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和4年 12月12日(月)	午後	会計管理者	会計課 検査課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(選挙管理委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和4年 9月29日(木) 30日(金)	2日	選挙管理委員会事務局松山支局	書類監査
10月5日(水) 6日(木)	2日	選挙管理委員会事務局鹿島台支局	書類監査
10月12日(水) 13日(木)	2日	選挙管理委員会事務局三本木支局	書類監査
10月18日(火) 19日(水)	2日	選挙管理委員会事務局鳴子支局	書類監査
10月25日(火) 26日(水)	2日	選挙管理委員会事務局岩出山支局	書類監査
11月1日(火) 2日(水)	2日	選挙管理委員会事務局田尻支局	書類監査
11月8日(火)	午前	選挙管理委員会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(固定資産評価審査委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和4年 11月8日(火)	午前	固定資産評価審査委員会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途所属長に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(農業委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和4年 9月29日(木) 30日(金)	2日	農業委員会事務局松山事務所	書類監査
10月5日(水) 6日(木)	2日	農業委員会事務局鹿島台事務所	書類監査
10月12日(水) 13日(木)	2日	農業委員会事務局三本木事務所	書類監査
10月18日(火) 19日(水)	2日	農業委員会事務局鳴子事務所	書類監査
10月25日(火) 26日(水)	2日	農業委員会事務局岩出山事務所	書類監査
11月1日(火) 2日(水)	2日	農業委員会事務局田尻事務所	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。